

1. 補助事業

事業区分	概要・対象経費	対象者	補助率		上限(千円)	
				法承認等		法承認等
①事業承継実施事業	事業承継手続き経費、事業承継計画を実施するための戦略策定経費	①後継予定者が決まっており、10年以内に実施する事業承継計画(事業承継推進員の確認を受けていること。以下同じ)を有する事業者	1/2		1,000	
②人材育成事業	後継者育成、幹部人材研修・募集経費		1/2		1,000	
③後継者又は後継予定者が行う新商品・新役務開発、業務・施設等の改善による収益力向上事業	新商品・新役務開発の経費 業務・施設等の改善経費	①後継予定者が決まっており、5年以内に代表者の交代をする事業承継計画を有する事業者	1/2	2/3	1,000	2,000
④後継者又は後継予定者が行う販路開拓事業による収益力向上事業	販路開拓の取組み経費	②事業承継実施後2年以内の事業者	1/2	2/3	1,000	2,000
※複数の区分の場合は、各区分の上限かつ合計が右記以内※各区分を異なる年度で申請できるが、重複はできない。補助上限は単年度単位。					3,000	4,000
※「法承認等」とは、経営力強化法に基づく経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定をいう。						
⑤第三者承継促進事業	マッチングのための着手金、企業価値診断料等の経費	後継候補者又は事業譲渡先を探そうとする事業者	1/2		2,000	
⑥災害対応事業(島根県西部を震源とする地震又は平成30年7月豪雨による被災)	被害のあった施設及び設備等の原状回復に要する経費 仮事務所・工場、店舗での営業に要する経費	①後継者が決定しており10年以内に事業承継を行う予定のもの ②後継者が決定していないが現経営者に事業承継の意志がある場合、10年以内に事業承継が見込めるもの ③事業承継実施後2年以内のもの ④地域に不可欠な事業であって、市町村が事業継続を必要で支援すると指定したもの		2/3	3,000	

2. 手続き等

(1) 手続き

- 事業者は、事業計画を商工会議所・商工会、中小企業団体中央会、しまね産業振興財団(以下「支援機関」)へ經由して、県(東部・隠岐地域は中小企業課、西部地域は西部県民センター。以下同じ)へ申込む。
- ①、②、⑤及び⑥の事業区分は随時で受け付ける。原則として③及び④の事業区分は、県が公募し、後継者又は後継予定者によるプレゼン等を実施し、審査会で決定する。
- 事業採択決定後、支援機関へ補助金申請等をする。支援機関は、県へ申請等をする。

(2) その他

- ・事業期間は、補助金の交付決定から2月28日まで
- ・補助事業終了後5年(最長10年)間、状況報告を提出すること
- ・①～④の事業は後継予定者の年齢が65歳未満であること